

郡山市図書館名誉館長設置要領

平成28年3月3日制定

[教育総務部中央図書館]

(趣旨)

第1 この要領は、郡山市図書館（以下「図書館」という。）の運営に関して、専門的見地から助言、協力等をしていただくことを目的として設置する「郡山市図書館名誉館長（以下「名誉館長」という。）に関し、必要な事項を定めます。

(委嘱)

第2 教育委員会は、郡山市にゆかりのある方で、図書館の運営に関する助言、協力等をしていただくのにふさわしい方を名誉館長として委嘱します。

(任期)

第3 名誉館長の任期は、委嘱の日から終身とします。

(名誉館長の活動)

第4 名誉館長には、次の活動をお願いします。

- (1) 図書館の運営に関する助言、協力等をお願いします。
- (2) 図書館が実施する行事、式典等への出席をお願いします。

(解職)

第5 教育委員会は、名誉館長が次の各号のいずれかに該当するときは、名誉館長を解職できるものとします。

- (1) 活動の遂行に支障があると認められたとき
- (2) 名誉館長として、郡山市のイメージを損なう行為があったとき
- (3) 名誉館長本人から辞退の申出があったとき

(報酬)

第6 名誉館長の報酬は、別に定めます。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

附 則

この要領は、平成28年3月3日から実施します。